**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

岡山県勝田郡奈義町西原九九二番地五

財団法人西原会

代表清算人　野々上正裕

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年八月三十一日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

愛媛県西条市氷見丙七六四番地一

財団法人氷見公益会

代表清算人　茨木　昭二

**解散公告（第一回）**

当法人は、定款で定めた解散事由の発生により平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

沖縄県那覇市字国場一一六一番地四

医療法人結の会

清算人　稲福　直美

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年六月十五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

石川県金沢市横川三丁目一九番地

宗教法人生教自覚院

清算人　茨木　澄枝

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

滋賀県近江八幡市安土町小中一番地八　近江八幡市安土町総合支所内

財団法人安土町農業公社

代表清算人　冨士谷英正

**解散公告（第二回）**

当管理組合法人は、平成二十四年六月十七日開催の集会の決議により解散したので、当管理組合法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

京都市右京区西院西溝崎町三三番地一

五条ローズハイツ管理組合法人

清算人　薮下　章子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

大阪市港区波除四丁目一番三七号

社団法人大阪市人権協会

代表清算人　表西　弘子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年七月二十六日開催の社員総会の決議により高知県知事の認可を受け平成二十四年九月四日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

高知市みづき二丁目六一三番地

社団法人高知県解体工事業協会

代表清算人　中尾　敏幸

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、平成二十四年八月二十七日付長崎県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

長崎県大村市雄ヶ原町一七六七番地三三

清算法人雄ヶ原土地改良区

代表清算人　池田　博晃

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十四年九月三日沖縄県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

沖縄県那覇市牧志三丁目一三番一七号

牧志・安里地区市街地再開発組合

代表清算人　外間　完造

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道留萌市南町二丁目六一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平岩　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

事務所北海道留萌市花園町二丁目二番一三号信和商事ビルオロロンひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀田　健

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県登米市東和町米谷字**秘**荷四二番地、最後の住所宮城県登米市東和町米谷字元町一三一番地一　被相続人　亡　赤松もと子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

宮城県登米市迫町佐沼字中江五丁目一番地二佐沼オフィスビル二階

相続財産管理人　開発　健次

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍仙台市太白区根岸町二六番地、最後の住所仙台市泉区虹の丘一丁目一〇番地の六特別養護老人ホーム泉陵虹の苑

被相続人　亡　針生よね子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

宮城県黒川郡富谷町成田七丁目一番地八

相続財産管理人　神坪　浩喜

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県つくばみらい市板橋一一八八番地、最後の住所茨城県つくばみらい市山谷一〇六六番地　被相続人　亡　黒澤　茂夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十六日

茨城県つくば市東新井二番地一ＫＭＳＳⅡ四〇二号室井出法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉

## 第75期決算公告

平成24年9月26日　東京都千代田区内神田二丁目16番9号

**株式会社中松商会**

代表取締役社長　青津　文雄

**貸借対照表の要旨**　（平成24年6月30日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 5,131,405 | 流動負債 | 2,785,305 |
| 固定資産 | 1,881,980 | 固定負債 | 1,139,035 |
| | | 株主資本 | 3,103,911 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 20,000 |
| | | 利益剰余金 | 3,051,411 |
| | | 利益準備金 | 25,000 |
| | | その他利益剰余金 | 3,026,411 |
| | | （うち当期純利益） | （106,976） |
| | | 自己株式 | △67,500 |
| | | 評価・換算差額等 | △14,866 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △14,866 |
| 資産合計 | 7,013,385 | 負債・純資産合計 | 7,013,385 |